

熊谷市監査委員公告第10号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施し、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を決定したので、別添のとおり公表する。

令和3年2月19日

熊谷市監査委員 三 澤 欣 一

熊谷市監査委員 権 田 清 志

# 令和2年度総合政策部定期監査結果報告書

## 1 監査の種類

熊谷市監査基準第2条第1項第1号に掲げる監査

## 2 監査の対象

### (1) 対象部局等

企画課、施設マネジメント課、人権政策課、情報政策課、スポーツ観光課、ラグビータウン推進課、特別定額給付金室

### (2) 対象事務

令和元年度における財務に関する事務の執行及び行政事務について

## 3 監査の着眼点

- (1) 収入事務
  - ① 帳票等と現金は突合しているか
  - ② 必要な帳簿類は整備されているか
  - ③ 補助金申請の手続は適切にされているか
  - ④ 債権管理は適正に行われているか
- (2) 支出事務
  - ① 必要な手続は行われているか
  - ② 適正な支出となっているか
- (3) 契約事務
  - ① 安易な随意契約を採用していないか
  - ② 完了報告を漏れなく受領しているか
  - ③ 検査結果通知書等は作成されているか
- (4) 補助金
  - ① 交付にあたって根拠等審査は適切か
  - ② 実績報告書を提出させているか
  - ③ 事業計画書どおりの精算が行われているか
- (5) 負担金
  - ① 公益性のない事業又は団体に対して負担していないか
  - ② 負担効果の点より整理すべきものはないか
- (6) 財産管理
  - ① 返納手続をせずに処分していないか
  - ② 備品の登録に漏れはないか
- (7) その他 事務事業の執行において、経済性、効率性、有効性に問題はないか。

## 4 監査の主な実施内容

リスクを考慮し、事務の執行が関係法令及び規定等に準拠し、適正で効果的かつ効率的に行われているか関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

(1) 主な監査項目

ア 収入事務

- (ア) 現金出納簿
- (イ) ふるさと創造資金補助金
- (ウ) ふるさと熊谷応援寄附金
- (エ) 土地貸付収入
- (オ) 建物貸付収入
- (カ) 土地売払収入
- (キ) 隣保館運営費補助金
- (ク) 住宅資金貸付金元利収入「元金」
- (ケ) 住宅資金貸付金元利収入「利子」
- (コ) 蔵書等複写実費徴収金
- (サ) 社会保障・税番号制度システム整備費補助金
- (シ) 情報端末機器使用料収入
- (ス) 地方創生推進交付金
- (セ) 借上住宅実費徴収金
- (ソ) ラグビーワールドカップ県推進委員会負担金返還金収入

イ 支出事務

- (ア) 旅費
- (イ) 政策推進業務経費「情報通信費」
- (ウ) ふるさと熊谷応援寄附金推進事業「手数料」
- (エ) アセットマネジメント計画策定事業「器具購入費」
- (オ) 財産管理業務経費「土地借上料」
- (カ) 人権政策業務経費「委員等報酬」
- (キ) 人権問題啓発事業「器具購入費」
- (ク) 隣保館管理運営経費「委員等報酬」
- (ケ) 隣保館管理運営経費「器具購入費」
- (コ) 情報管理業務経費「器具購入費」
- (サ) 統合型GIS整備事業「情報機器借上料」
- (シ) スポーツ推進事業「委員等報酬」
- (ス) 熊谷駅観光案内事業「器具購入費」
- (セ) ラグビータウン熊谷推進事業「消耗品費」
- (ソ) ラグビーワールドカップ推進事業「入場料」

ウ 契約事務

- (ア) 「暑さ対策」涼しさ体感アート事業
- (イ) ふるさと熊谷応援寄附金推進事業
- (ウ) 総合戦略策定事業
- (エ) 測量業務委託

- (オ) 公共用地雑草刈払い業務委託
- (カ) 妻沼地区公共用地雑草刈払い業務委託
- (キ) 建築物及び建築設備定期点検業務委託
- (ク) 住民情報系システム運用サポート業務委託
- (ケ) 内部情報系運用保守業務委託（財務会計一次・人事給与）
- (コ) 統合型 GIS 構築業務
- (サ) 体育施設等管理運営業務
- (シ) 熊谷スポーツコミッション誘致戦略基本計画策定業務
- (ス) ラグビーワールドカップ 2019 共同プロモーション事業（ウェブ広告、動画、静止画制作）業務
- (セ) 第 20 回全国高校選抜ラグビー大会記念プレート製作業務委託

#### エ 補助金

- (ア) 熊谷市ゆうゆうバス運行経費補助金
- (イ) 「総合戦略」おいでよ熊谷！新幹線らく賃通勤事業
- (ウ) 同和対策事業振興補助金
- (エ) 熊谷市体育協会補助金
- (オ) 熊谷さくらマラソン大会実行委員会補助金
- (カ) 選抜高校女子サッカー大会「めぬまカップ」 in 熊谷実行委員会補助金
- (キ) 口腔外傷防止用具（マウスガード）補助事業
- (ク) 熊谷市観光協会補助金（スカイスポーツフェスタ事業）
- (ケ) 第 20 回全国高校選抜ラグビー大会実行委員会補助金
- (コ) 令和元年度ラグビーワールドカップ 2019 熊谷市準備委員会交付金

#### オ 負担金

- (ア) 高崎線沿線地域活力維持向上推進協議会
- (イ) 秩父鉄道整備促進協議会
- (ウ) 埼玉県自治体情報セキュリティクラウドに係る負担金
- (エ) 特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の委任に係る交付金（地方財政措置分）
- (オ) 令和元年度上武絹の道運営協議会負担金
- (カ) 第 20 回全国高校選抜ラグビー大会臨時バス負担金
- (キ) ラグビーワールドカップ 2019 開催準備に係る負担金

#### カ 財産管理

- (ア) 備品台帳一覧表
- (イ) 資産台帳一覧表

#### キ その他

- (ア) 出勤簿
- (イ) アセットマネジメント計画策定事業

- (ウ) 熊谷さくらマラソン大会実行委員会事務
- (エ) 選抜高校女子サッカー大会「めぬまカップ」 in 熊谷実行委員会事務
- (オ) SNS 運用に係る起案、連絡票等

## 5 監査の実施場所及び期間

- (1) 実施場所  
監査委員事務局、熊谷市立商工会館大ホール
- (2) 監査期間  
令和2年10月6日から同年11月25日まで

## 6 監査の結果

以下のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらの措置を講じ、適正で効果的かつ効率的な事務の執行に一層努力されたい。

### (1) 収入事務

ア 県の補助金申請にあたり、規則に定められた課外合議がなされていないものがあつた。熊谷市会計事務規則第24条に基づき適正な事務処理を行うべきである。

【企画課・人権政策課】

イ 現金出納簿が未整備であつた。熊谷市会計事務規則第90条に基づき適正な事務処理を行うべきである。

【企画課・人権政策課・ラグビータウン推進課】

ウ 収納金の払込みが遅れているものがあつた。熊谷市会計事務規則第26条第1項に基づき期限内に指定金融機関等に払い込むべきである。

【人権政策課・ラグビータウン推進課】

### (2) 支出事務

支払いの根拠となる会議等の通知や業務完了通知等に文書收受のないものがあつた。熊谷市文書管理規程第8条等に基づき適正な事務処理を行うべきである。

【人権政策課・情報政策課・スポーツ観光課・ラグビータウン推進課】

### (3) 契約事務

契約の相手方を選定する際に徴取した見積書に日付の記入のないものがあつた。適正な事務処理を行うべきである。

【施設マネジメント課・人権政策課】

### (4) 補助金

指摘事項なし

### (5) 負担金

指摘事項なし

## (6) 財産管理

すでに廃棄された備品が台帳に掲載されていた。熊谷市物品管理規則第17条第1項により適正な事務処理を行うべきである。

【企画課】

指定管理者が管理する施設において購入したもので、備品台帳に登録されていない備品があった。熊谷市物品管理規則第17条第1項により適正な事務処理を行うべきである。

【スポーツ観光課】

## (7) その他

起案文書や復命文書に鉛筆書き、修正液による修正がある、決裁や文書公開の欄が未記入または不備といった事例が見られた。起案者、復命者は「文書事務の手引き」に基づき適正な事務処理を行うべきである。また、熊谷市文書管理規程第6条に基づき文書主任も適正な事務処理を行うべきである。

【企画課・施設マネジメント課・人権政策課・情報政策課・スポーツ観光課、ラグビータウン推進課】

なお、事務処理上留意すべき事項のうち、軽微なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善の指導を行った。

## 7 意見

債権管理の適正化の実現には、職員一人ひとりが債権管理の重要性に対する共通認識を持ち、一定のノウハウ・スキル等の習得が必要となる。一方、行政ニーズの多様化や関係法令等の頻繁な改正に伴う業務量の増加により、債権管理に当たる時間が制約されることや定期的な人事異動があることから、専門性の高い職員の育成が困難な現状もある。

こうした中、総合政策部企画課が第3次熊谷市行政改革大綱（平成30年度～令和4年度）において、全庁的な債権管理の適正化に向けて、新たな事務処理体制である債権管理専門部署の設置を目指していることは高く評価できる。

市保有の債権は、主に税などの自力執行権を有する強制徴収公債権、自力執行権を有しない非強制徴収公債権及び私債権に大別され、そのうち非強制徴収公債権及び私債権の回収に当たっては、取立訴訟等の民事執行法上の特別な手続きが必要となるほか、消滅時効や徴収不能の場合の不納欠損処理の取扱いもまちまちである。

令和4年度を目途に設置される債権管理専門部署が中心となって、全庁的に効率的・効果的な債権管理を行うためには、債権管理台帳を整備するとともに、債権の発生から督促、回収、不納欠損に至るまでの統一した基準となる「債権管理条例」の制定が必要不可欠であることから、新たな債権管理専門部署の設置とともに同条例の制定が強く望まれるところである。